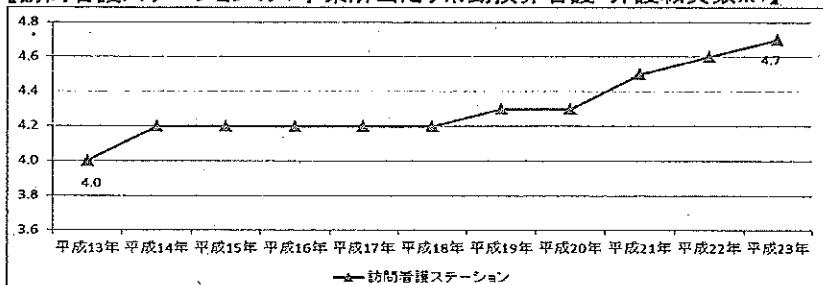


## 訪問看護サービスの状況⑨(事業所規模)

- 訪問看護ステーションの1事業所当たりの従事者数は近年微増傾向で、1事業所当たりの常勤換算看護・介護職員数※1は4.7人である。
- 看護職員5人未満の訪問看護ステーションは全体の約60%で、事業所の規模が大きくなるほど収支の状況が黒字になる傾向がある。

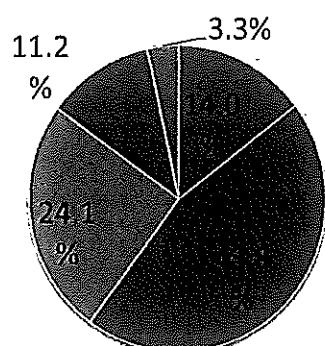
【訪問看護ステーションの1事業所当たり常勤換算看護・介護職員数※1】



※1 保健師、助産師、看護師、准看護師、介護職員

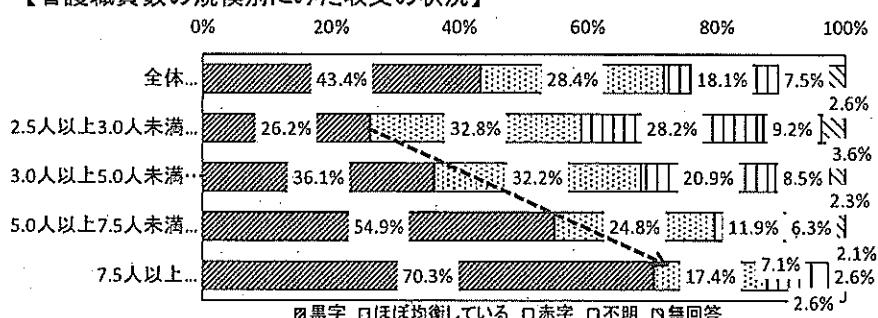
出典：介護サービス施設・事業所調査

【看護職員数の規模別にみた事業所数の構成】



(N=1,340)

【看護職員数の規模別にみた収支の状況】



出典：平成24年度 厚生労働省老人保健事業推進費補助金「訪問看護の基盤強化に関する調査研究事業」三菱UFJリサーチ＆コンサルティング

62

社会保障審議会・介護保険部会 第48回資料より抜粋

## 6. 福祉用具について

### 現状・課題

#### (1) 福祉用具専門相談員の質の確保について ⇒論点(1)

- 高齢者の自立支援を図るために、自らの身体能力等を最大限に活用できるよう生活環境の観点から支援することが必要であり、要介護（支援）者が増加する中、福祉用具の役割は重要。
- 平成24年度からは、福祉用具貸与事業者等に対し、利用者ごとに個別サービス計画の作成を義務付け。
- その後の実態調査により、「利用者や家族のニーズを把握しやすくなつた」、「身体状況や住環境に関する事項を確認しやすくなつた」と回答した福祉用具専門相談員等が約5割であった。
- 一方で、事例分析の結果から、「個別の状態像の記載が不十分」、「（単なる用具）メンテナンスシートのような印象も受ける」という課題もある。
- 福祉用具貸与事業所における福祉用具専門相談員の約8割は、指定講習会等修了者である。

#### (2) 複数の福祉用具を貸与する場合の価格について ⇒論点(2)

- 貸与事業者は、運営規程で取り扱う種目や利用料を定めている。通常、福祉用具貸与（購入）の価格には、製品の価格のほか、諸経費（アセスメント、用具の選定、計画書作成、搬入・搬出、モニタリング、メンテナンス、消毒、事務費等）が含まれており、複数の福祉用具を貸与する場合には、共通となる経費（計画書作成、搬入、モニタリング等）もある。

#### <福祉用具貸与価格情報の公開について> ⇒運用上の改善

- 平成21年8月に国保連合会介護給付適正化システムを改修し、介護給付費通知書に福祉用具貸与価格分布状況を掲載して発出できるようにした。これにより、製品毎の貸与価格の分布状況等の把握・分析・公表や、同一製品の貸与価格幅等の通知が保険者（市町村）において可能となっている。

※本システムを利用して介護給付費通知を発出している保険者は、516保険者（平成22年度）から615保険者（平成23年度）へと増加が見られている。

63

## 論点

### (1) 福祉用具専門相談員の質の確保について

- 福祉用具サービス計画書の事例分析の結果等を踏まえ、自立支援により資する福祉用具の利用を図る観点から、福祉用具専門相談員の指定講習内容の見直しを検討しており、それを踏まえ福祉用具専門相談員の要件を、福祉用具に関する知識を有している国家資格者及び福祉用具専門相談員指定講習修了者としてはどうか。【政令等改正】 ⇒65ページ参照
- 現に従事している福祉用具専門相談員については、福祉用具サービス計画に関する知識も含め、常に福祉用具貸与（販売）に関する必要な知識の修得及び能力の向上に努めなければならないとすることが適当ではないか。【省令等改正】
- 福祉用具に係るさらなる専門性向上等の観点から、福祉用具貸与事業所に配置されている福祉用具専門相談員の一部について、より専門的知識及び経験を有する者の配置を促進していくことについて検討してはどうか。【省令等改正】

### (2) 複数の福祉用具を貸与する場合の価格について

- 複数の福祉用具を貸与する場合において、効率化・適正化の観点から、都道府県等に届け出ている福祉用具の価格（利用料）からの減額を認めることを検討してはどうか。【運用上の措置】 ⇒66ページ参照

### (3) 福祉用具貸与のみケアプランについて

- 介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上と今後のあり方に関する検討会における議論の中間的な整理等を踏まえ、福祉用具の貸与のみを行うような簡素なケースについては、ケアマネジャーによる月々のモニタリングのあり方を見直してはどうか。【省令等改正】 ⇒67ページ参照

## 運用上の改善

- 保険者における介護給付費通知書等の取組を一層推進するとともに、利用者及び家族をはじめとした国民の誰もが活用できるよう、ホームページ上において福祉用具の価格情報について公開する。
- その際は、福祉用具貸与価格に製品の価格のほか、福祉用具貸与の一連のサービスに関する諸経費（アセスメント、用具の選定、計画書作成、搬入・搬出、モニタリング、メンテナンス、消毒、事務費等）が含まれていることについて留意し、価格のみをもって福祉用具の選択がなされないよう配慮する必要がある。 ⇒68ページ参照

64

## 福祉用具専門相談員指定講習の見直しについて(案)

科 目	時 間	内 容
1 老人保健福祉に関する基礎知識	2	老人保健福祉制度の概要
2 介護と福祉用具に関する知識	20	介護に関する基礎知識 介護技術 介護の場面における福祉用具の活用
3 関連領域に関する基礎知識	10	高齢者の心理 医学の基礎知識 リハビリテーションの概要
4 福祉用具の活用に関する実習	8	

- 現行の内容を踏まえた科目及び内容について見直し  
(例)
  - ・福祉用具サービス計画の作成に係る項目の追加
  - ・住環境の知識に係る項目の追加
- 時間数について見直し  
(例)40時間+充実分

## 福祉用具専門相談員の要件の見直しについて(案)

### 【現 行】

#### 〔要 件〕次のいずれかの要件を満たす者

- (1) 保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士
- (2) 介護職員基礎研修課程・1級課程・2級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者
- (3) 福祉用具専門相談員指定講習修了者 ※厚生労働大臣が定める基準に適合するものを行う者として都道府県知事が指定

### 【見直し後】

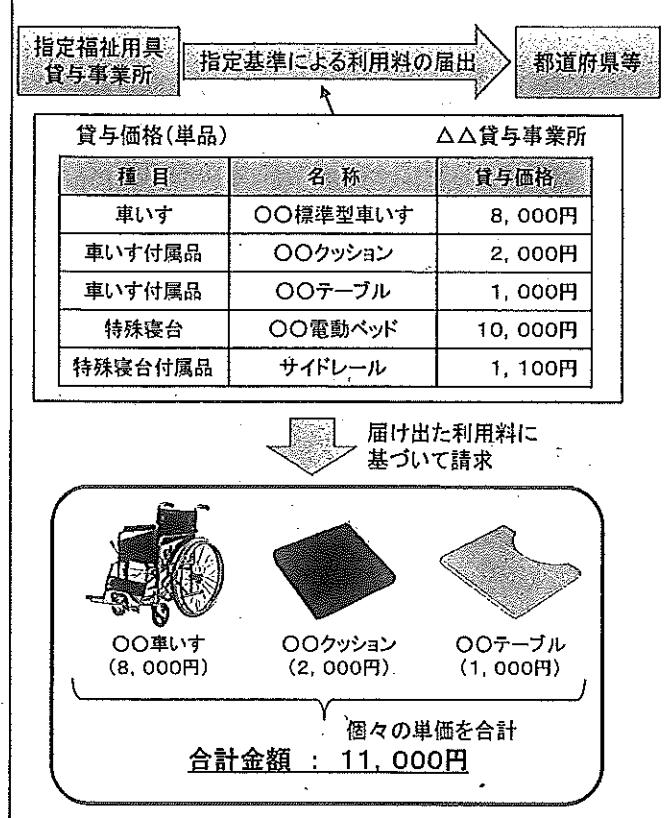
#### 〔要 件〕次のいずれかの要件を満たす者

- (1) 保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士
- (2) 福祉用具専門相談員指定講習修了者 ※厚生労働大臣が定める基準に適合するものを行う者として都道府県知事が指定

65

## 複数の福祉用具を貸与する場合の価格について(案)

### 【現行制度】



### 【複数貸与時の減額ルールの届出】

○複数の福祉用具を貸与する場合、効率化・適正化の観点から、減額する場合のルールを届け出ることにより、価格の減額を認める。

(例)

【数量により減額する場合】

- ・2種類貸与時  
合計額から〇〇円減額
- ・3種類貸与時  
合計額から△△円減額

【種目の組合せにより減額する場合】

- ※基本となる福祉用具と一緒に使用されるものを想定
- ・特殊寝台と特殊寝台付属品を貸与時  
合計額から〇〇円減額
- ・車いすと車いす付属品を貸与時  
合計額から△△円減額

66

### 介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質向上と今後のあり方に関する検討会における議論の中間的な整理(抄)

#### 3. 各論

##### (2) 保険者機能の強化等による介護支援専門員の支援について

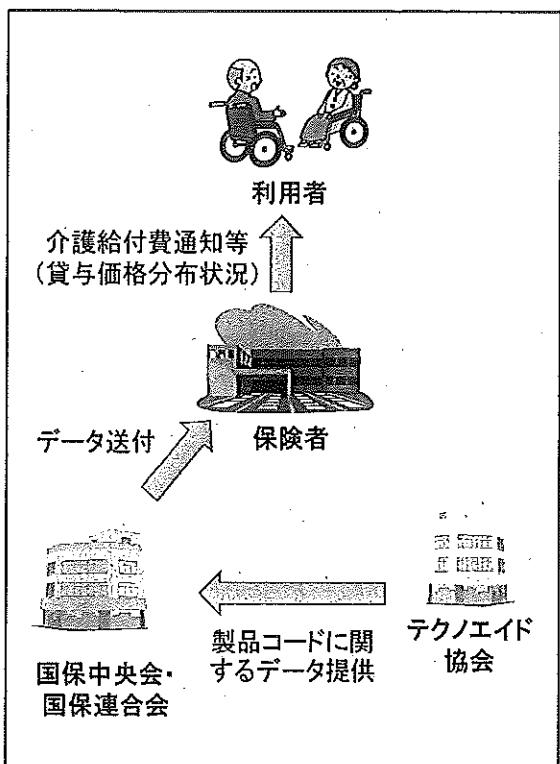
###### ④ ケアマネジメントの評価の見直し

- 介護支援専門員が介護報酬を請求できるのは給付管理を行った場合に限られており、アセスメントの結果、介護保険の法定サービスは利用せず、インフォーマルサービスのみの利用となつた場合には、ケアマネジメントに対する介護報酬の評価が行われない現状にある。
- この点については、インフォーマルサービスなどの地域資源を積極的に活用することを促進していく観点からも、利用者の支援に当たって、ケアプランに位置付けられたサービスがインフォーマルサービスのみであり、結果として給付管理が発生しない場合であっても、介護支援専門員のケアマネジメントを適切に評価する仕組みを検討すべきである。
- 一方で、例えば福祉用具の貸与のみを行うような簡単なケースについては、効率化も検討すべきである。

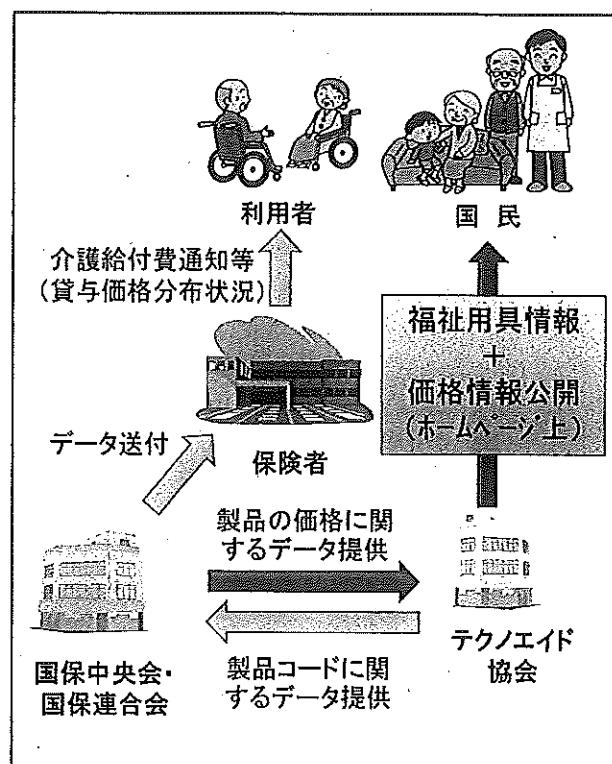
67

# 福祉用具貸与価格情報の公開について

## 【現 行】



## 【見直し後】



68

## 福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会 議論の整理(抄)

### 4. 今後の方向性

#### 論点1:いわゆる「外れ値」への対応について

- 保険者(市町村)は、引き続き福祉用具の価格の実態についての公表・情報提供を促進するとともに、分析・検証を行い、給付の適正化のための取り組みを行うことが重要である。また、こうした情報を利用者やケアマネジャーが活用できるようにすることも必要である。
- あわせて、福祉用具サービス事業者においても、主体的にサービス内容の公表に努める等の対応が求められている。
- なお、その際、介護報酬の請求に際して記載する商品コードの統一化を検討するなど、保険給付の明確性、透明性を一層推進する必要がある。
- また、今般の介護保険制度の改正案では、情報公開制度において、都道府県が介護サービスの質に関する情報を公表するよう配慮する旨の規定が設けられているところであり、こうした仕組みを活用することも有効なのではないか。
- 今後、保険者(市町村)による介護給付費通知書等の取り組みが全保険者に普及するようさらに推進するとともに、当該介護給付費通知書に対する利用の反応や介護支援専門員等の意識や行動の変化、福祉用具貸与事業者における対応の変化、福祉用具貸与価格への影響等をさらに検証していく必要がある。

### 5. 結語

- 福祉用具の価格、とりわけ、いわゆる「外れ値」の問題への対応については、介護給付費通知書で一定の進展が見られたが、さらなる価格適正化のための情報提供とその活用の努力が必要である。

69

## (参考) 福祉用具専門相談員について

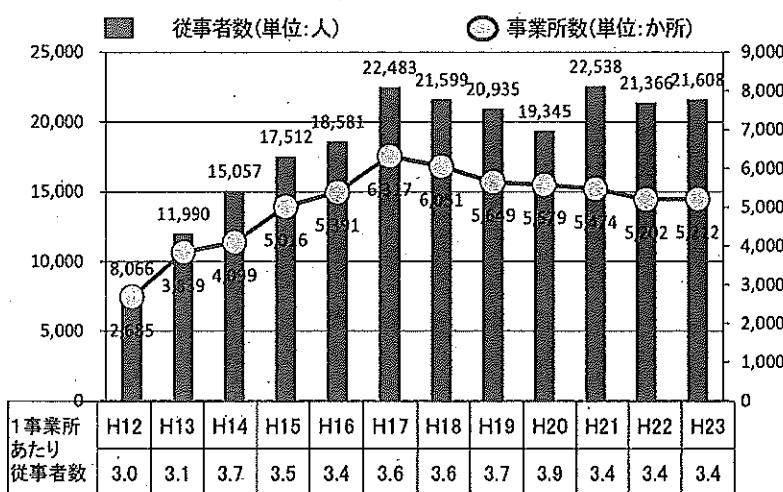
### 【役割】

介護が必要な高齢者が福祉用具を利用する際に、本人の希望や心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、専門的知識に基づいた福祉用具を選定し、自立支援の観点から使用方法等を含めて適合・助言を行う専門職。

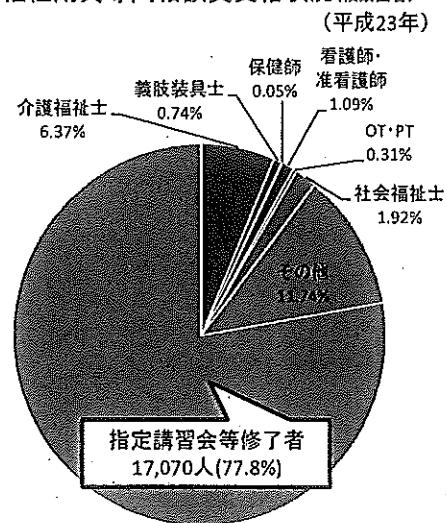
### 【配置基準】

指定福祉用具貸与・販売事業所には常勤で2名以上の配置が義務づけられている。

#### ① 福祉用具専門相談員従事者数及び福祉用具貸与事業所数の推移



#### 福祉用具専門相談員資格状況(複数回答)



注:平成21年以降は、調査方法の変更等による回収率変動の影響を受けているため、従業者数については平成20年以前と単純に年次比較できない。

出典:介護サービス施設・事業所調査(各年10月1日現在) 70

## (参考) 福祉用具プランナーについて

### 【福祉用具プランナーとは】

福祉用具に関する高い知識・技術の習得を図り、利用者に対して質の高いサービスを提供できる人材の育成を目的とした資格。

### 【受講対象者】

- 福祉用具専門相談員として2年以上その業務に従事している者
- その他福祉用具関連業務に2年以上従事している者であって、原則として現在もその業務に従事している者

### 【受講時間】

100.5時間  
(eラーニング48時間、実技・演習・修了試験52.5時間)

### 【開催場所】

介護実習・普及センター、教育機関等

### 【主催】

公益財団法人テクノエイト協会

### 【福祉用具プランナーの社会的役割】

- さまざまな福祉用具に関する情報提供者
- 福祉用具全般に対する相談窓口
- 適切な福祉用具選定の支援者
- 福祉用具の使い方の指導者
- 福祉用具に関する苦情の窓口

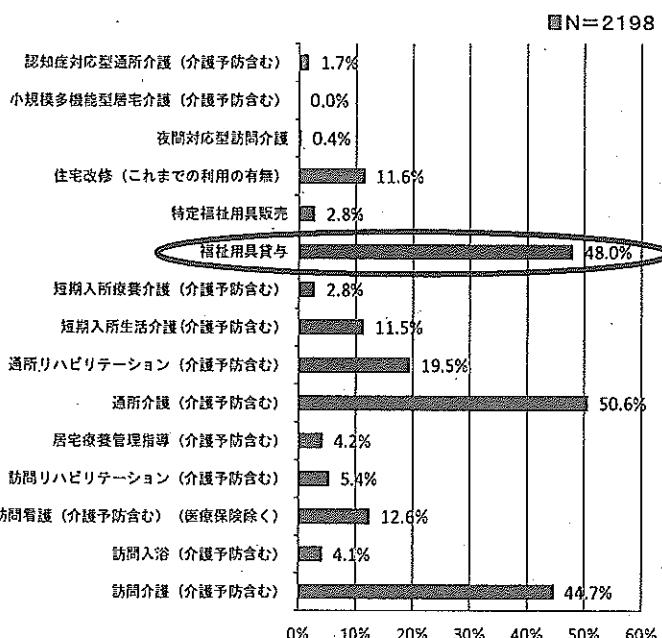
### 修了者の状況

年度	修了者数	累計
平成9年	103	103
平成10年	223	326
平成11年	595	921
平成12年	875	1,796
平成13年	1,189	2,985
平成14年	1,049	4,034
平成15年	1,101	5,135
平成16年	1,399	6,534
平成17年	1,301	7,835
平成18年	1,268	9,103
平成19年	581	9,684
平成20年	485	10,169
平成21年	400	10,569
平成22年	409	10,978
平成23年	397	11,375
平成24年	380	11,755

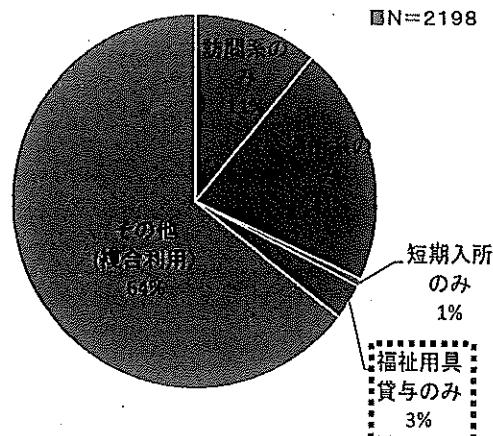
## (参考) 福祉用具貸与のケアプラン上の選択状況

- 福祉用具貸与は、ケアプランの約5割に組み込まれている。
- ケアプラン全体の内、福祉用具貸与のみのケアプランは、約3%を占めている。

ケアプランに組み込まれているサービス内容(複数選択)



ケアプランに組み込まれている  
サービスパターン



出典：居宅介護支援事業所における介護支援専門員の業務および人材育成の実態に関する調査(株)三菱総合研究所  
(平成23年度老健事業)を基に一部加工

72

## (参考) 介護給付費通知について

介護給付費通知書のモデル様式

- 平成21年8月に国保連合会介護給付適正化システムを改修し、介護給付費通知書に福祉用具貸与価格分布状況を掲載して発出できるようにした。
- これにより、製品毎の貸与価格の分布状況等の把握・分析・公表や、同一製品の貸与価格幅等の通知が保険者(市町村)において可能となっている。
- 本システムを利用した介護給付費通知を発出する取り組みを推進するため、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議等においてその活用を依頼している。
- 本システムを利用して介護給付費通知を発出している保険者は、516保険者(平成22年度)から615保険者(H23年度)へと増加が見られている。

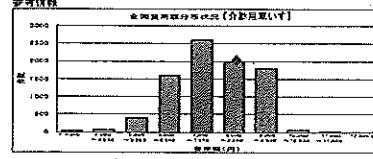
介護給付費通知書（福祉用具貸与品目）

○ このお知らせは、あなたが利用する製品と同じものの費用額の分布と、あなたが利用した製品と費用

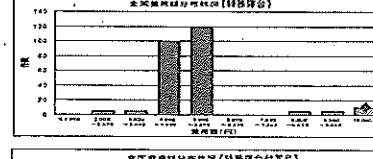
【あなたが利用した製品と費用】

サービス事業所	TATSコード	福祉用具品名	費用額
福祉用具販売業者	99999-999999	介助用車いす	8,000
福祉用具販売業者	99999-999999	待機復台	10,500
福祉用具販売業者	99999-999999	待機復台用輪扇	2,000

参考資料



地域	支拂額	支拂月額	費用額
東京圏	500	85	10
関東圏	1,000	1,000	1,000
関西圏	5,100	5,100	5,000
中国圏	12,500	11,000	11,000
四国圏	16,250	12,250	9,700



地域	支拂額	支拂月額	費用額
東京圏	500	85	10
関東圏	1,000	1,000	1,000
関西圏	5,100	5,100	5,000
中国圏	12,500	11,000	11,000
四国圏	16,250	12,250	8,000

※ 費用額は、あなたが利用料金をレンタルされた翌お支払いになった金額と扶助料額の合計額を記載しています。(扶助料額を含む支拂額)

※ お支払い金額が割り引かれた場合は、一括負担額と一括負担の貸与金額について、金額、払込額、保証金をそれぞれの取扱いです。「最低負担額（最も安い価格）」「最高負担額（最も高い価格）」、「老人負担額（最も高い価格）」、「平均負担額（平均価格）」を差ししています。

また、費用額には、贈出料金、メンテナンス費用が含まれている場合もあり、また、価格の分方状況により平均扶助料額なども代表価格といえます。

※ グラフでは、同一製品の価格について、それを他の扶助料（扶助額）について、どれくらい買っているのかを示しております。更にあなたが借りた扶助（値段）も表示しています。なお、適正価格を出したものではあります。

※ 製品別料金のイメージ。記載する扶助料額、注釈等は扶助者により変更可能。

73

## 7. 住宅改修について

### 現状・課題

- 市町村は、居宅要介護（要支援）被保険者が、住宅改修を行ったときは、当該居宅要介護（要支援）被保険者に対し、居宅介護（介護予防）住宅改修費を支給することとしており、住宅改修を行う者若しくは住宅改修を行った者については、特段の規定はない。
- 多くの保険者が「事業者が指定制度ではないため、事業者に対する指導が難しい」、「事業者により技術・施工水準のバラツキが大きい」という課題をあげている。

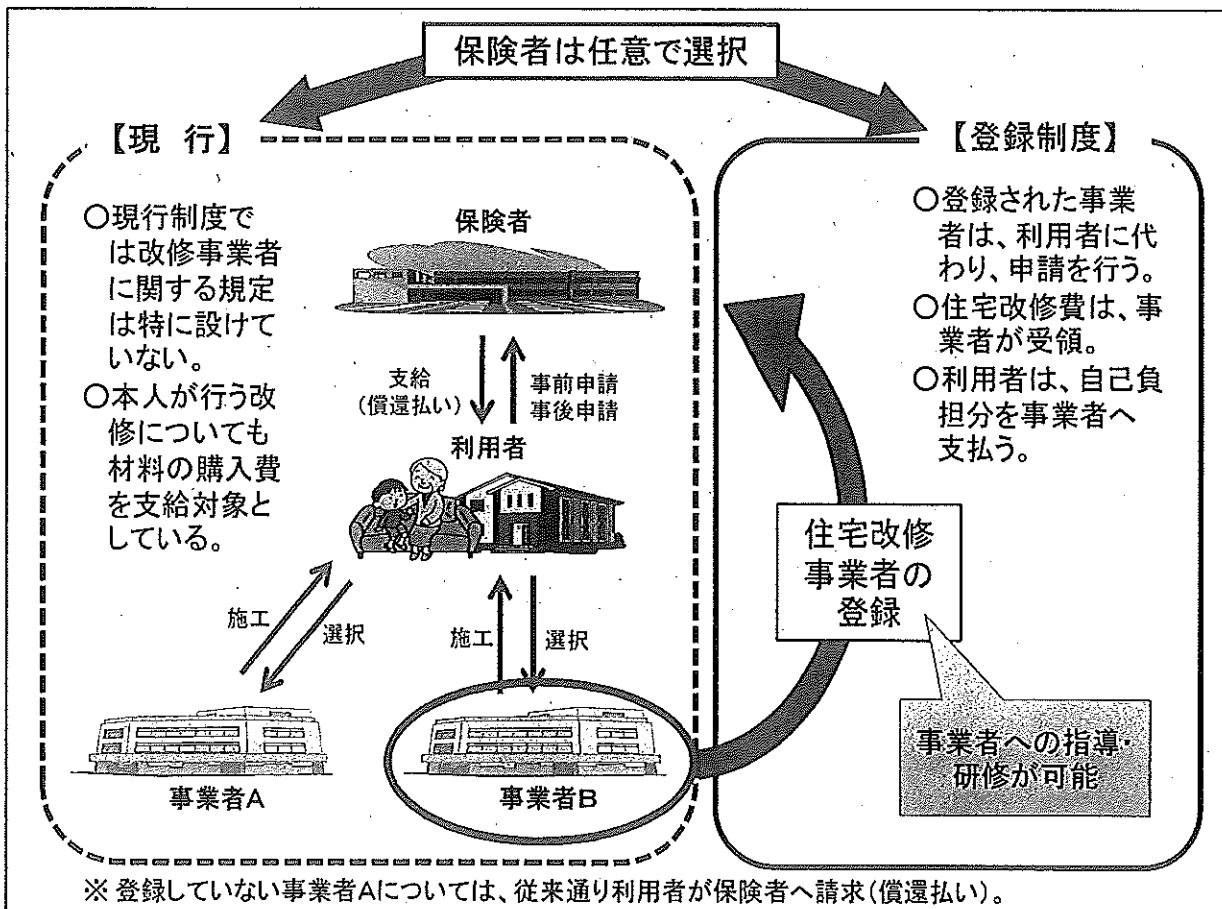
### 論 点

<住宅改修の質の確保について>

- 「住宅改修を行う事業者に対する指導が難しい」、「事業者により技術・施工水準のバラツキが大きい」という実態を踏まえ、住宅改修の質を確保する観点から、市町村が、例えばあらかじめ事業者の登録を行った上で住宅改修費を支給する仕組みを導入できるよう検討してはどうか。【法律改正】 ⇒75ページ参照

74

### 登録制度の導入について(案)



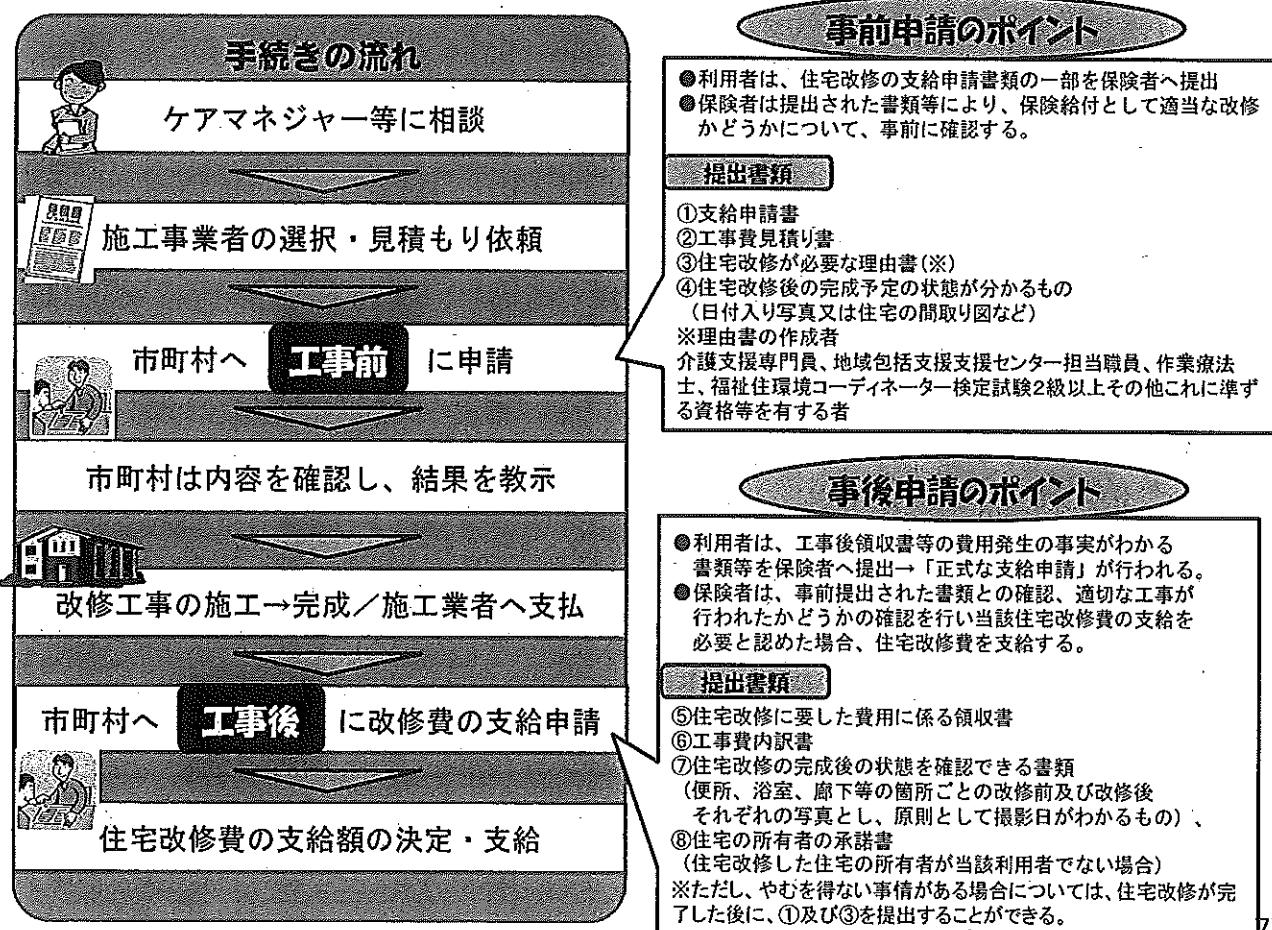
75

## 7 介護給付について

○ 住宅改修費は他の介護サービスとは異なり、住宅改修を行う事業所の指定制度がなく、また、介護報酬の基準が示されていないことから、介護保険制度についての理解が不足している住宅改修業者が、適正な保険給付を阻害する行為を行う事案が見られ、対応に苦慮しているところである。

このため、一定の住宅改修制度の不正利用の排除対策について検討すること。

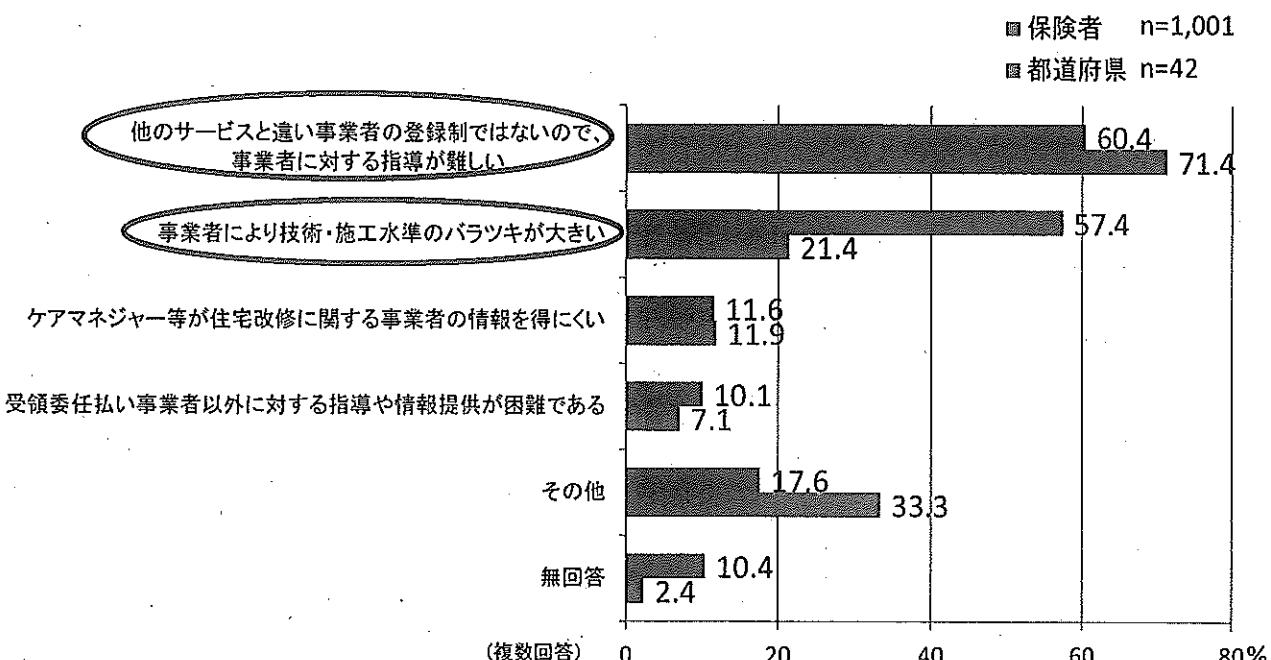
## (参考) 住宅改修の流れ



## (参考) 住宅改修全般についての課題

- 「住宅改修全般について課題と思うことは何か」について、「他のサービスと違い事業者の登録制ではないので、事業者に対する指導が難しい」、「事業者により技術・施工水準のバラツキが大きい」と回答する保険者がそれぞれ6割前後。

(保険者・都道府県に対するアンケート集計結果)



出典:平成24年度老人保健健康増進等事業 住宅改修の効果的・効率的な実施方法に関する調査研究事業((公財)テクノエイド協会)

78

## 8. 介護ロボットについて

### 現状・課題

#### 【要介護者について】

- 急激な高齢化の進展にともない、要介護高齢者の増加、介護期間の長期化など、介護ニーズは益々増大する一方、核家族化の進行や、介護する家族の高齢化など、要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況も変化している。

#### 【介護分野の人材について】

- 介護分野においては、介護従事者の腰痛問題等が指摘されており、人材確保を図る上では、働きやすい職場環境を構築していくことが重要である。
- このような中で、介護ロボットの活用により職場環境を向上させ介護従事者の介護負担の軽減が期待されている。

#### 【日本再興戦略について】

- このような現状を踏まえ、日本再興戦略においては介護ロボット産業の活性化が挙げられ、高齢者や障がい者の自立支援の促進、介護者の負担軽減を図ることができる実用性の高い介護ロボットの開発を加速化させる「開発5カ年計画」を実施することとしている。
- また、新規の介護ロボットは次々と開発されつつあり、効果が高いものについては、積極的に活用を図ることで、さらなる自立支援の促進や質の高いケアの提供が期待されている。

### 今後の方向性

- 介護ロボットを保険給付対象とする際の考え方等については、今後、専門家を交えた議論を行い、方向性を定めていくこととしている。

79

## 二. 戰略市場創造プラン

### テーマ1: 国民の「健康寿命」の延伸

#### ③病気やけがをしても、良質な医療・介護へのアクセスにより、早く社会に復帰できる社会

##### II) 解決の方向性と戦略分野(市場・産業)及び当面的主要施策

健康増進・予防や生活支援に関する市場・産業を創出する(前述)ことに加え、医療・介護提供体制の強化、高齢者向け住宅の整備等に取り組み、良質な医療やリハビリサービスへのアクセス、介護ロボット産業の活性化を実現し、高齢者、障害者等が、地域で安心して暮らせるようにする。

##### ○ロボット介護機器開発5カ年計画の実施等

- ・急速な普及拡大に向けて、移乗介助、見守り支援等、安価で利便性の高いロボット介護機器の開発をコンテスト方式で進めること等を内容とする「ロボット介護機器開発5カ年計画」を今年度より開始する。
- ・また、研究開発に先立ち、開発された機器の実用化を確実にするため、安全基準及びそれに基づく認証制度を今後1年以内に整備する。
- ・ロボット技術を利用した機器が、障害者の自立や生活支援に活かされるよう、企業が行う開発を更に促進するためのシーズ・ニーズマッチング等を行う。

## (参考)介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方

(第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会提出資料(H10.8.24))

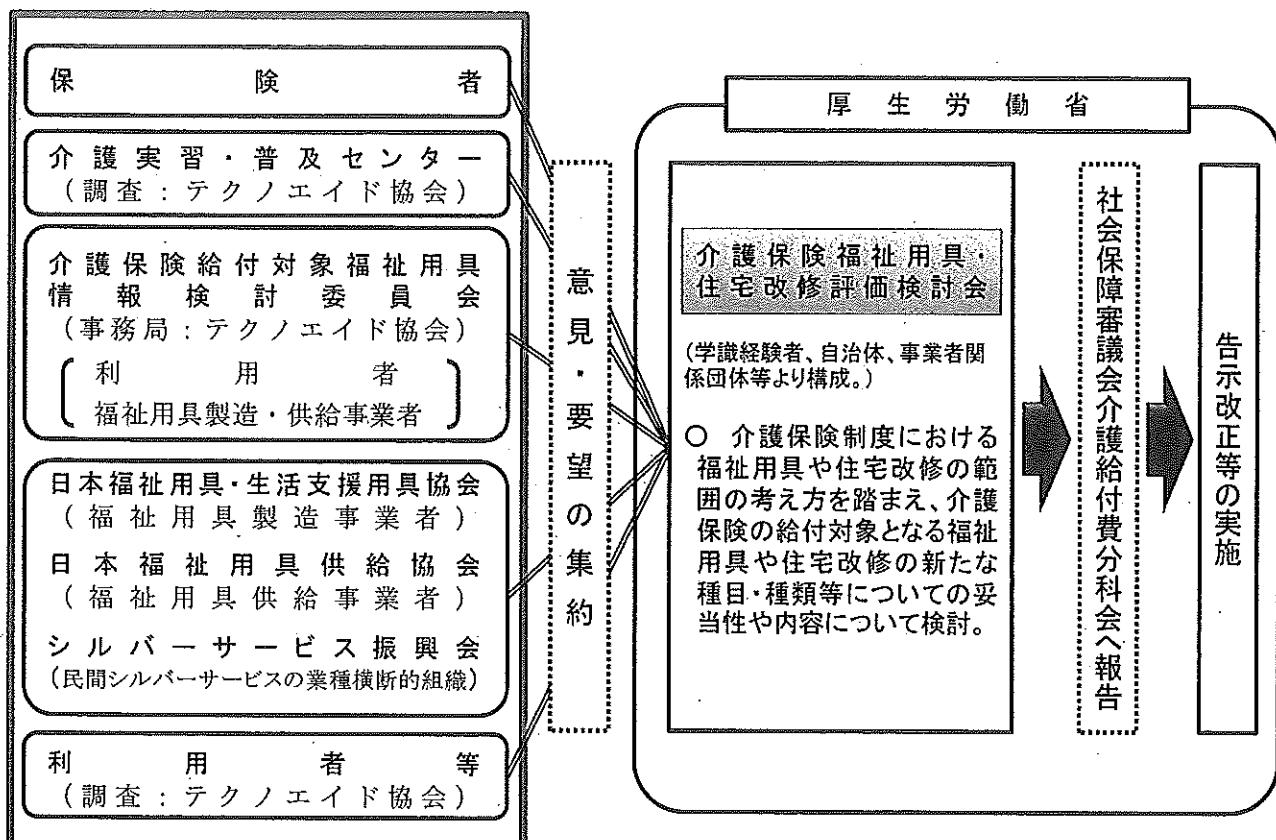
### 介護保険制度における福祉用具の範囲

- |   |   |
|---|---|
| 1 要介護者等の自立の促進又は介助者の負担の軽減を図るもの                                     | 5 起居や移動等の基本動作の支援を目的とするものであり、身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完することを主たる目的とするものではないもの<br>(例えば、義手義足、眼鏡等は対象外) |
| 2 要介護者等でない者も使用する一般の生活用品でなく、介護のために新たな価値付けを有するもの<br>(例えば、平ベッド等は対象外) | 6 ある程度の経済的負担があり、給付対象となることにより利用促進が図られるもの<br>(一般的に低い価格のものは対象外)                                  |
| 3 治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活の場面で使用するもの<br>(例えば、吸入器、吸引器等は対象外)      | 7 取り付けに住宅改修工事を伴わず、賃貸住宅の居住者でも一般的に利用に支障のないもの<br>(例えば、天井取り付け型天井走行リフトは対象外)                        |
| 4 在宅で使用するもの<br>(例えば、特殊浴槽等は対象外)                                    |   |

### 居宅福祉用具購入費の対象用具の考え方

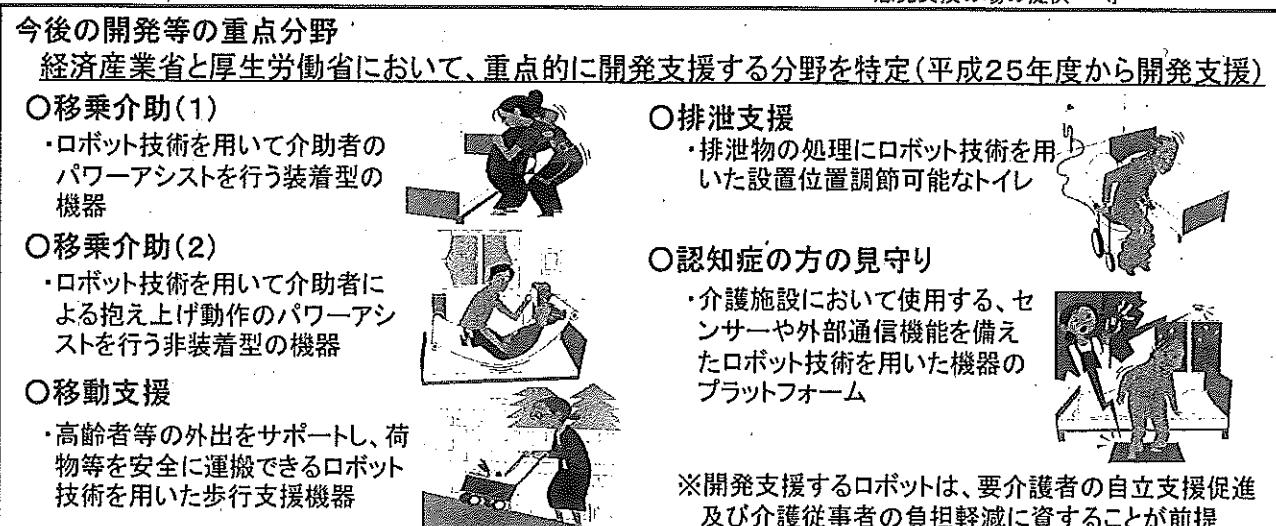
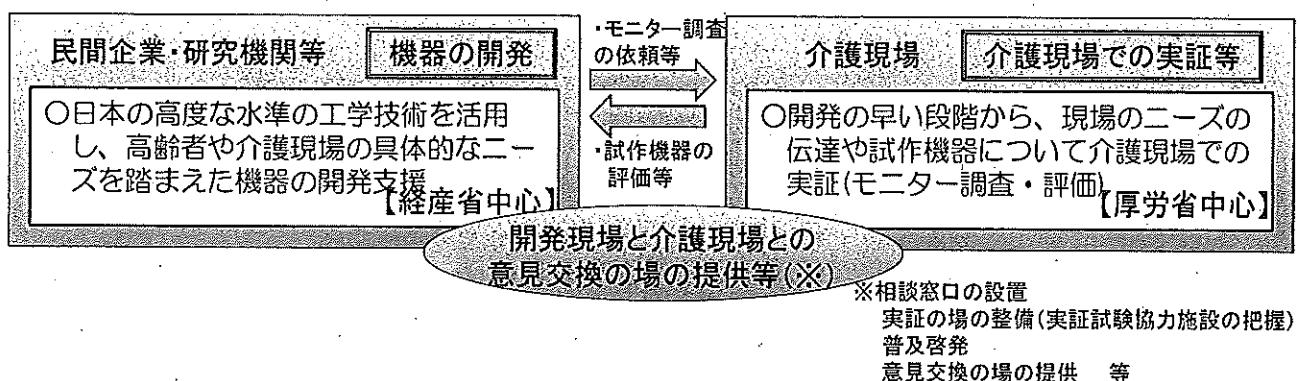
- 福祉用具の給付は、対象者の身体の状況、介護の必要度の変化等に応じて用具の交換ができるなど考え方から原則貸与
- 購入費の対象用具は例外的なものであるが、次のような点を判断要素として対象用具を選定
  1. 他人が使用したもの再利用することに心理的抵抗感が伴うもの (入浴・排泄関連用具)
  2. 使用により、もとの形態・品質が変化し、再度利用できないもの (つり上げ式リフトのつり具)

## (参考) 介護保険の給付対象となる福祉用具の種目等を見直す場合の流れ



82

## (参考) 介護ロボットの開発支援について



83

# 第5期介護保険事業計画におけるサービス量の見込み等について(確定値)

2011年度(実績)※1

2014年度  
サービス量見込み(確定値)※2

(参考)2015年度  
改革シナリオ※3

(参考)2025年度  
改革シナリオ※3

在宅介護	314万人／日	348万人／日	(11%増)	361万人／日	(15%増)	463万人／日	(47%増)
うちホームヘルプ	130万人／日	148万人／日	(14%増)	—万人／日	—万人／日	—万人／日	—万人／日
うちデイサービス	205万人／日	234万人／日	(14%増)	—万人／日	—万人／日	—万人／日	—万人／日
うちショートステイ	38万人／日	43万人／日	(13%増)	—万人／日	—万人／日	—万人／日	—万人／日
うち訪問看護	30万人／日	34万人／日	(13%増)	37万人／日	(23%増)	51万人／日	(70%増)
うち小規模多機能	6万人／日	9万人／日	(50%増)	10万人／日	(67%増)	40万人／日	(567%増)
うち定期巡回・随時 対応型サービス	—万人／日	2万人／日	—	1万人／日	—	15万人／日	—
うち複合型サービス	—万人／日	1万人／日	—	—万人／日	—	—万人／日	—
居住系サービス	32万人／日	41万人／日	(28%増)	38万人／日	(19%増)	62万人／日	(94%増)
特定施設	16万人／日	21万人／日	(31%増)	18万人／日	(13%増)	24万人／日	(50%増)
認知症高齢者グループホーム	16万人／日	20万人／日	(25%増)	20万人／日	(25%増)	37万人／日	(131%増)
介護施設	89万人／日	99万人／日	(11%増)	106万人／日	(19%増)	133万人／日	(49%増)
特養	47万人／日	56万人／日	(19%増)	52万人／日	(21%増)	73万人／日	(55%増)
・老健(+介護療養)	42万人／日	43万人／日	(2%増)	49万人／日	(17%増)	60万人／日	(43%増)

※1)2011年度の数値は介護給付費実態調査月報(平成23年11月審査分)による数値であり、福祉用具販売(予防含む。)及び住宅改修(予防含む。)の数値は未計上。

なお、ホームヘルプは訪問介護(予防含む。)、夜間対応型訪問介護の合計値。デイサービスは通所介護(予防含む。)、通所リハ(予防含む。)、認知症対応型通所介護(予防含む。)の合計値。ショートステイは、短期入所生活介護(予防含む。)、短期入所療養介護(予防含む。)の合計値。

※2)2014年度の数値は、第5期介護保険事業計画の最終年度における介護サービス量の見込みについて、本年4月18日現在で集計した数値であり、未報告の14保険者の数値は未計上。

なお、在宅介護の総数については、便宜上、2009年度の受給率を用いて算出した推計値。また、在宅介護の両掲載サービスについては、年間延べ人数(月単位)を12で除した算出した推計値。

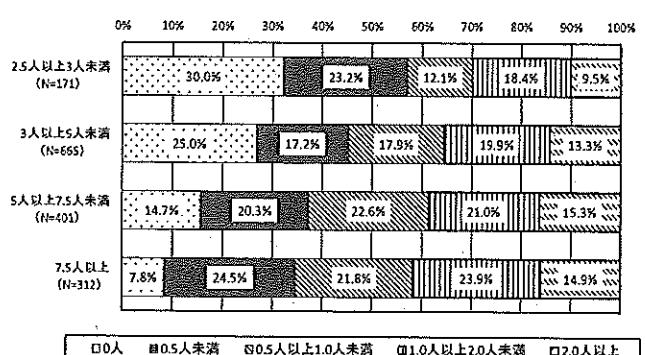
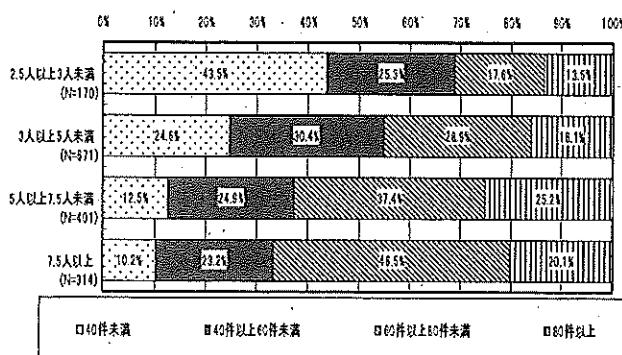
※3)2025年度の数値は、「社会保障に係る費用の将来推計の改定について」(平成24年3月)による(2015年度も左記と同様の方法で算出したもの)。

60

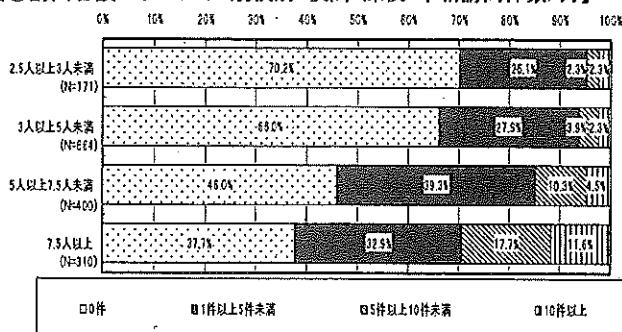
## 訪問看護サービスの状況⑧(事業所規模毎のサービス提供状況等)

- 事業所の規模が大きくなるほど、看護師1人あたりの訪問件数・在宅における看取り件数、夜間・深夜・早朝訪問件数が多く、24時間対応/連絡体制加算の算定率が高い。

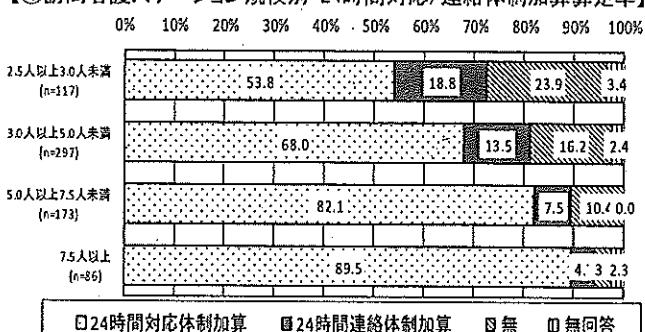
【①訪問看護ステーション規模別 看護職員1人当たり訪問件数/月】【②訪問看護ステーション規模別 看護職員1人当たり在宅看取り数/年】



【③訪問看護ステーション規模別 夜間・深夜・早朝訪問件数/月】



【④訪問看護ステーション規模別 24時間対応/連絡体制加算算定率】



出典:①～③平成20年度老人保健健康増進等事業「訪問看護事業所数の減少要因の分析及び対応策のあり方に関する調査研究事業」(社)日本看護協会

出典:④中道医秘-6-2(H25.6.12)平成24年度診療報酬改定結果模擬に係る調査  
「訪問看護の実施状況及び効率的な訪問看護に係る評価についての影響調査」

結果概要(速報)(社)日本看護協会

61